

**宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可の要否に係る事前相談書
（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）**

（提出先）
横浜市長

盛土又は切土をする次の工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可の要否に係る相談書を提出します。

1 相談の概要

提出年月日		年	月	日
相談者 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
相談に係る工事の概要	工事施行区域の所在地及び地番			
	工事施行区域内の土地の用途	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
		計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
	工事施行区域の面積		m ²	
	盛土又は切土をする土地の面積 ※ 工事施行区域の面積が 500m ² を超える場合に記入	① 全体	m ²	
② ①のうち、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない部分		m ²		
③ 許可要否判断用 (①-②)		m ²		
予定建築物の用途・工事の目的				
備考				
受付番号		第	号	

2 添付書類

- (1) 位置図
※ 工事施行区域の境界を赤色で示すこととします。(2)から(5)の図面も同じ。
- (2) 現況図
※ 工事施行区域及びその周辺の土地の境界、標高、地形及び地物並びに公共施設用地の境界及び形状を示すこととします。(3)から(5)の図面も同じ。
- (3) 土地利用計画図
- (4) 造成計画平面図
※ 現況図と重ね合わせた図面とし、盛土を行う土地の部分に赤系色に、切土を行う土地の部分に黄系色に着色することとします。(5)の図面も同じ。
※ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えない盛土又は切土をする土地の範囲を示すこととします(工事施行区域の面積が 500m² を超える場合。)。 (5)の図面も同じ。
- (5) 造成計画断面図
※ 盛土又は切土により生ずる崖の高さ及び盛土の高さを示すこととします。
- (6) 盛土又は切土をする土地の面積の求積図及び求積表 (工事施行区域の面積が 500m² を超える場合。)
※ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超えない盛土又は切土をする土地の求積図及び求積表を含みます。
- (7) 現況写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

(注意)

- 1 「相談者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。
- 4 この事前相談書に係る許可の要否の回答は、口頭により行います。
- 5 この事前相談書の内容は、必要に応じて指定確認検査機関及び関係行政機関に提供する場合がありますので、あらかじめ了承ください。

受付欄